

前期校納金が変更となる場合

事務長 平良 亮

当校では、みなさまのご負担を軽減するために、沖縄県による高等学校等就学支援金支給決定に先だって、学校が一時負担して高等学校等就学支援金の支給見込み額を相殺した額にて校納金をご請求するようにしております。

追加徴収となる場合：

高等学校等就学支援金は、法令により月割計算で算出されます。次の場合は校納金請求時の就学支援金支給見込み額と実際の支給額の差額を追加徴収させていただきます。

- 1) 年度途中で転出や退学などの学籍異動があった場合。
- 2) 保護者の所得（合算額）が前年度より増え、令和4年度の高等学校等就学支援金の支給区分が、令和3年度の支給区分から支給減額に区分変更となった場合。
- 3) 校納金納付や高等学校等就学支援金支給に必要な書類・証明書について、正当な理由※¹⁾なく提出期限を遅れた場合。
- 4) 令和4年度転入・編入生で、入学に際しての校納金請求時に授業料と相殺した就学支援金支給見込み額と、沖縄県が認定した就学支援金交付決定額に差が生じた場合。（前籍高等学校が作成し入学後に提出される「高等学校等就学支援金の受給資格の消滅について」記載の残支給期間や残支給単位が、前籍高等学校作成の出願書類「単位修得出席状況証明書」と食い違っている場合など）

※1) 「正当な理由」とは、法第6条第3項に規定する「災害への被災や長期にわたる病欠、保護者等の仕事の都合（長期にわたる海外出張等の真にやむを得ない場合に限る。）、ドメスティックバイオレンス(DV)や養育放棄等の家庭の事情により期限までに課税証明書等の取得・提出ができない場合」など、本人の責めに帰さない場合に限られ、単に「保護者が忙しかったから」や「出し忘れた」は、正当な理由には当たらないとされています。

過徴収分の返金となる場合：

次の場合は校納金請求時の就学支援金支給見込み額と実際の支給額の差額を、ご指定の銀行口座に振込み※²⁾いたします。

- 1) 令和4年度前期履修登録した方のうち、保護者の所得（合算額）が前年度より減少し、令和4年度の高等学校等就学支援金の支給区分が、令和3年度の支給区分から支給増額に区分変更となった場合。

※2) 高等学校等就学支援金加算支給の返金の際に、合算してご指定口座へ振込み手配いたします。